

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）				
地区名	いっばんけんどう さくらいおかざきせん 一般県道 桜井岡崎線				
事業箇所	おかざきしかみむつなちよう 岡崎市上六名町地内始め				
事業のあらまし	当該路線は、名鉄東岡崎駅、小中学校が立地し、通勤、通学等の利用者が多いため、自転車や歩行者は常に危険な状況にある。このため、本事業は歩道を整備することにより、交通円滑化及び歩行者等の安全確保を図ったものである。				
事業目標	【達成（主要）目標】 ①交通円滑化 ②歩行者等の安全確保 【副次目標】 —				
事業費	事業費		内訳		
	2.1億円		■工事費 1.9億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.1億円		
事業期間	採択年度	2009年度	着工年度	2009年度	完成年度 2016年度
事業内容	歩道整備 延長 L=1,100m 幅員 W=18m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 歩道整備により、歩行者と自転車の通行が分離された。 【達成状況に対する評価】 歩行者と自転車が分離されたことで、交通円滑化及び歩行者等の安全確保を図ることができた。			
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	歩道整備が完了し、主要目標に対して目的を達成しているため、今後の事後評価の必要性はない。				
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善の措置は必要ないと考える。				
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施行されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。				